

休眠預金活用推進に向けた「基本原則」の提案

2017/5/30

基本原則を策定してはどうか？

- ✓ 大きな基本原則を策定しておかないと、個別の議論になった際、その都度の個別判断となってしまう、一貫性が失われて議論が漂流し、意思決定の効率が悪くなってしまいます
- ✓ 何か判断に困った際に、立ち返るべき原則があることで、判断に一貫性を持たせ、議論を積み上げていくことがしやすくなります
- ✓ イメージとして、東日本大震災復興構想会議における「復興構想7原則」のようなものです。(末尾に添付)
- ✓ 第一回審議会で各委員から出た「イノベーション」(小宮山・白井委員)・「リスクテイク」(宮城委員)・「透明性」(服部・飯盛・北地委員)・「選択と集中」(岸本委員)・「シードマネー」(萩原委員)・「人材育成」(岸本・曾根原・萩原委員)等のキーワードをもとに、事務局に取りまとめてもらい、それを委員で合意して決めていくのは如何でしょうか。

駒崎弘樹 (認定 NPO 法人 フローレンス 代表理事)

添付参考資料

平成23年5月10日

東日本大震災復興構想会議決定 復興構想7原則

「東日本大震災復興構想会議」においては、4月14日の第1回 会議以来、精力的に審議を重ね、また、一連の現地視察を実施した。6月末目途の「第1次提言」に先立ち、本日、当会議は、「復興構 想7原則」を策定したので、これを公表する。今後、この7原則に基づき、各界・各層のご意見を仰ぎつつ、さらに議論を深め、未来の日本にとって希望となる復興の「青写真」を描いていきたいと考える。

原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私 たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則 2 : 被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度 設計によってそれを支える。

原則 3 : 被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則 4 : 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則 5 : 被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則 6 : 原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮を尽くす。

原則 7 : 今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

第 3 回休眠預金等活用審議会 審議会提案

2017/6/27

I. 休眠預金活用推進に関する 3 つの基本原則

休眠預金の活用推進に関し、以下の 3 つを基本原則に盛り込むことを提案したい。

1. 民間資金を柔軟かつ効率的に運用し、最大効果を追求すること

- ・ 従来の行政施策にありがちな硬直的な運用ではなく、柔軟な姿勢で効率的・効果的な運用を行うことで、最大の効果（社会イノベーションの実現）を目指すこと

2. 民間の発意を尊重し、行政の過度な干渉を避けること

- ・ 制度設計の際は、民間の発意を尊重し、行政は過度に利用方針や仕組みづくりに干渉しないこと
- ・ 運用開始後も民間主導を原則とし、行政は民間企業とソーシャルセクターを結びつけるコーディネーター役に徹すること

3. プロセスの公開と天下りの防止

- ・ 国や地方自治体の天下り先機関に休眠預金の資金が行って透明性が失われないよう、制度設計時には最大限の留意を行うこと

(裏面に続く)

II. 指定活用団体に関する5つの原則

指定活用団体については、以下の5つを原則とすることを提案したい。

1. 新設の団体を前提とすること

- ・ 指定活用団体は、しがらみを脱し、従来にはない柔軟性のある新組織を前提とすること

2. ソーシャルイノベーションの担い手としての位置づけを徹底すること

- ・ 指定活用団体は、革新的な課題解決の手法を社会に広げるための存在として位置づけること
- ・ 過度な公平性・一律性の重視、縦割りや単年度主義から脱却し、イノベーション創出に向けたチャレンジを支えること

3. 社会課題解決の専門性ある集団であること

- ・ 指定活用団体は、ソーシャルイノベーションの一翼を担う存在として、社会課題解決に向けたプロフェッショナルリティを有する存在とすること
- ・ 現場の叡知を集め、より良い社会課題解決の手法を波及させられる人的基盤を有すること。単に資金管理を担うのみの存在として矮小化させないこと

4. ソーシャルインパクトに対する説明責任を果たすこと

- ・ 国民の私有財産を預かり運用する存在として、現場団体・資金分配団体と同様、自らが社会に対して生み出したソーシャルインパクトを説明する責任を果たすこと

5. 現場との応答関係に基づいた存在とすること

- ・ 過度に管理的・統制的になるのではなく、資金分配団体・現場団体との応答的な関係を前提とすること
- ・ 絶対的な存在として位置づけるのではなく、360度評価を前提とするなど、指定活用団体自身が常に複数の視点でチェックを受けること。
- ・ 評価結果を受けて、不断の改善を行う存在とすること